

公告第 211 号

次のとおり制限付一般競争入札（電子入札）を執行する。

令和 4 年 7 月 22 日

郡山市長 品 川 萬 里

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

1 契約件名	OCR 機器等の賃貸借及び保守（長期継続契約）
2 施行場所	郡山市が指定する場所
3 契約期間	契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで
4 賃貸借期間	令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
5 業務概要	<p>（1）OCR 機器等の調達 申請書の読み取りが一連の流れで完了できる機器等を調達する。</p> <p>（2）設置業務 搬入、据付、調整（導入時に必要な一切の作業を含む。）、発注者の組織改編等による移設及び契約満了時又は契約解除時等の撤去を含む。設置の際に必要な部品や消耗品等を含む。</p> <p>（3）保守及び維持管理業務 受注者は、機器等の使用に支障が生じた場合又はソフトウェア等のバージョンアップの必要が発生した場合には、速やかに修理又は調整を行う。</p> <p>（4）職員への操作研修 発注者の職員に操作研修を行う。</p>
6 支払条件	賃貸借開始後に行うものとし、毎月払いとする。
7 その他	<p>（1）本件は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条第 17 及び郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号。以下「規則」という。）第 42 条の 2 に基づく長期継続契約である。</p> <p>（2）本件は、電子入札により執行するものとし、入札手続きは原則として電子入札システムを利用して行うものとする。</p>

第2 入札手続に関する日程等

内容	日時（期間）
1 仕様書等の閲覧期間	公告の日から 令和4年8月5日（金）まで
2 仕様書等に関する質問期間	公告の日から 令和4年8月1日（月）午後4時00分まで
3 質問の回答期限	令和4年8月3日（水）
4 入札参加申請期間	公告の日から 令和4年8月5日（金）まで
5 入札参加資格確認結果通知期限	令和4年8月9日（火）
6 入札期間	令和4年8月10日（水）から 令和4年8月17日（水）午後4時00分まで
7 開札日時	令和4年8月18日（木）午前9時00分

第3 入札方法及び入札期間

- 1 入札方法 入札参加資格を有する者につき、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。
- 2 入札期間 入札資格を有する者につき、その資格確認結果通知後から令和4年8月17日（水）午後4時00分までの電子入札システムの利用時間内とする。

第4 開札場所及び開札日時

- 1 開札場所 郡山市役所本庁舎2階 財務部契約課
- 2 開札日時 令和4年8月18日（木）午前9時00分

第5 入札に参加する者に必要な資格等

本件の入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市内に本店、支店又は営業所を有し、本契約に対応できる従業員を常時配置している者であること。
- 3 郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成20年12月1日制定）に基づく認定を受け、令和3・4年度物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- 4 郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手

続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- 6 過去5年以内に本件類似の契約を地方公共団体から受注した実績がある者であること。
- 7 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、ISMS認証(ISO/IEC 27001:2013 適合)及びプライバシーマークを取得している者であること。
- 8 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 9 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

第6 仕様書等の閲覧

入札参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、公告の日から令和4年8月5日(金)(市の休日を除く。)の間に本件に係る仕様書等を入札情報公開システム(利用時間は、午前6時00分から午後11時00分までとする。)において閲覧することができる。

第7 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、質問期間内に仕様書等質問書(第2号様式)を公告の日から令和4年8月1日(月)午後4時00分まで(市の休日を除く。)に、次の宛先まで電子メールにて提出するとともに、送達確認のため電話で報告を行うこと。
なお、仕様書等質問書(第2号様式)は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
郡山市保健福祉部障がい福祉課
メールアドレス shougai Fukushi@city.koriyama.lg.jp
電話番号 024-924-2381
- 2 質問に対する回答は、令和4年8月3日(水)までに、郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表するとともに、郡山市保健福祉部障がい福祉課において閲覧に供する。障がい福祉課での閲覧時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

第8 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を熟読した後、本公告中第5に掲げる資格基準について、電子入札システムより入札参加申請書(第1号様式)及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を市長に提出し、当該業務委託に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(申請書等は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。)
※ 入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量(ファイルは複数添付可)が合計3メガバイトを超える場合においては、「入札参加資格確認資料は紙提出」と入力した入札参加申請書のみを電子入札システムにより申請し、その他紙提出の入札参加資格確認資料一式を、申請期間内に郡山市保健福祉部障がい福祉課に持参するものとする。
- 2 申請書等の受付
申請期間は、公告の日から令和4年8月5日(金)午後4時00分まで(市の休日を除く。)

とする。

3 確認結果の通知

市長は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を令和4年8月9日（火）までに、電子入札システムにより通知するものとする。

第9 入札保証金

免除とする。

入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は入札金額の100分の5に相当する額を、一部免除された者にあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を市に納めること。

第10 入札書に入力する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に入力すること。入札書に入力する額は、月額とする。

第11 入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し又は紙による入札に変更することがある。

第12 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに電子入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第13 落札者の決定等

1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）

なお、再度の入札及び見積合せに係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより再入札となった旨とともに通知するものとする。

る。

- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第14 契約の締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第5に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。(指名停止基準に該当することとなったときを含む。)
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、市は一切の責めを負わないものとする。
- 4 契約書は市が作成するものとする。

第15 契約保証金

- 1 落札者は、規則第7条の規定により、契約保証金を納めなければならない。
- 2 契約保証金は、契約金額（契約期間の総額）の100分の10以上の額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - (1) 落札者が、保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を郡山市に提出したとき。
 - (2) 落札者が過去2年の間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 契約保証金の納入又は免除に係る書類の提出は契約締結までに行うこと。
- 5 契約保証金は、本契約完了後の検査が終了した後に、請求により落札者に還付する。

第16 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、任意のくじ入力番号を入力すること。
- 2 その他必要な事項は、規則によるほか、OCR機器等の賃貸借及び保守（長期継続契約）（電子入札）入札参加者心得による。
- 3 入札参加希望者は、以下のとおり入札参加申請書等を本公告中第2の4にある申請期間内に電子入札システムにより提出すること。
 - (1) 仕様書等は、入札情報公開システムの「物品・役務」の入口から閲覧すること。
 - (2) 入札参加に関する様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
 - (3) 申請や入札等の期限については本公告中第2のとおりとする。

第17 その他

- 1 電子入札システム利用には、ICカードの準備、PC環境の設定及び電子入札システム利用者登録が必要となる。詳しくは、郡山市ウェブサイトを確認すること。
- 2 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 3 その他不明な点については、郡山市保健福祉部障がい福祉課（電話：024-924-2381）まで問い合わせること。